

# 発火性危険物の分別に係る啓発について

## 1 啓発活動の拡充

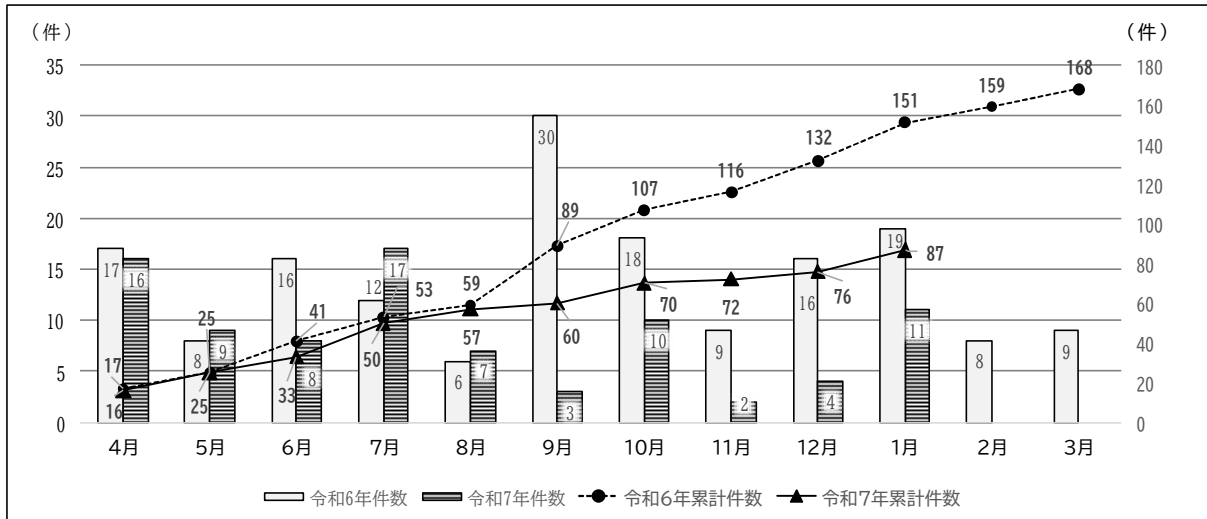
充電式電池等のごみの混入による発火事案の多発により、尾張東部衛生組合晴丘センターの施設の稼働が停止するなど、ごみ処理に支障をきたす状況が続いている現状を踏まえ、発火性危険物の分別に係る啓発活動の充実を図りました。

## 2 令和7年度実施内容

チラシの回覧(9月)	啓発ポスターの掲示(9月)	LINE配信(9月)
 <p>発火が多発!! 充電式電池などは 可燃・不燃ごみでは、出せません。</p> <p>ステップ① 発火性危険物の対象物を分ける 対象となるもの ● 充電式電池 (リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池) ● 充電式カメラ ● 加熱式たばこ (充電器含む)・電子たばこ</p> <p>ステップ② 袋に入れる 指定の袋はありませんので、市販の袋がおすすめです。透明の袋に入れてください。</p> <p>ステップ③ かごに出す 「発火性危険物の日(月1日)」に、(資源ごみ集積所)に置かれるかごに袋ごと入れてください。</p> <p>充電式電池を含む製品 <b>小型家電にも注意!!</b> 充電式電池の取り外しができない小型家電は、資源ごみ集積所には持ち込まないでください。小型家電として、「リサイクルひろばクルル」等の燃焼処理施設にお持ち込みください。</p> <p>回収場所 ● リサイクルひろばクルル ● 市役所 ● 新設交番センター ● 信濃区センター ● スカイワードあさひ ● 東部市民センター</p> <p>【問い合わせ先】 尾張旭市環境課 2025年9月10日 ごみ減量係 TEL: 0561-76-8135 環境事務センター TEL: 0561-52-8000</p>	 <p>充電式電池が原因で ごみ処理施設で 火災が発生しています</p> <p>尾張旭市のごみ処理施設は、1か所のみです。施設が停止すると、ごみは排出できなくなります。充電式電池は、月1回「発火性危険物の日」に資源ごみに排出するか、リサイクルひろばクルル(燃焼処理施設)に排出してください。</p> <p>この処理施設で火災発生数及び発生回数発生件数</p> <p>尾張旭市市民生活部環境課ごみ減量係 2025年9月10日</p>	 <p>尾張旭市 自動で送信しています 9/10(水)</p> <p><b>発火が多発</b></p> <p>充電式電池が原因で ごみ処理施設で火災が発生しています!</p> <p>充電式電池の出し方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「発火性危険物」の日に集積所に出す</li> <li>公共施設のボックスかリサイクルひろばに出す</li> </ol> <p>※充電式電池が取り外せない製品は「小型家電」で排出 詳しくは画面をタップ!</p> <p>9月10日配信</p>
<p>自治会・町内会を通じて回覧</p>	<p>自治会・町内会を通じて掲示 公共施設に掲示</p>	
広報誌での特集(11月)	動画作成(10月)	Instagram掲載(11月)
 <p>そのごみ、発火の危険あり!</p> <p>2025年11月号</p> <p>行政情報番組放送(12月)</p> <p>あさチャン12月1日号放送</p>	 <p>ストップ! リチウムイオン電池火災事故</p> <p>尾張東部衛生組合作成</p> <p>行政情報番組放送(12月)</p> <p>あさチャン12月1日号放送</p>	 <p>リチウムイオン電池 取扱注意</p> <p>カセットボンベ スプレー缶 リチウムイオン電池</p> <p>晴丘センターで 起きる火災の原因は?</p> <p>廃棄方法は 「尾張旭市 リチウムイオン電池 廃棄方法」 で検索してね!</p> <p>尾張旭市消防本部公式アカウント</p>
<p>広報おわりあさひ11月号</p>	<p>あさチャン12月1日号放送</p>	<p>尾張旭市消防本部公式アカウント</p>

このほか、広報おわりあさひ8月号・2月号にも啓発記事を掲載しました。

### 3 発火件数の推移（令和6年度と令和7年度の比較）



### 4 「燃えないごみ」指定袋のデザイン変更

#### (1) 変更内容

外袋	ごみ袋
<p>（燃えないごみ指定袋外袋最低記載項目）</p> <p>別紙 2</p> <p>尾張旭市 <b>燃えないごみ指定袋</b></p> <p>●Non-burnable garbage ●不可燃垃圾 ●Lixo não queimavel ●Basura no quemable ●Rác không cháy đ-ợc ●Hindi nasusunog na basura</p> <p>認定番号 □□□</p> <p>サイズ □□cm×□□cm（ 枚入り）</p> <p><b>充電式電池が使用されている製品は「燃えないごみ」では出せません。</b></p> <p>□□ℓ</p> <p>バーコード</p> <p>PL法に基づく表示</p> <p>家庭用品品質表示法に基づく表示</p> <p>※記載内容は最低記載項目です。適宜必要な内容を盛り込み、別のデザイン等への変更も可能です。</p> <p>2/4</p>	<p>（燃えないごみ指定袋最低記載項目）</p> <p>別紙 2</p> <p>尾張旭市 <b>燃えないごみ指定袋</b></p> <p>●Non-burnable garbage ●不可燃垃圾 ●Lixo não queimavel ●Basura no quemable ●Rác không cháy đ-ợc ●Hindi nasusunog na basura</p> <p>認定番号 □□□</p> <p><b>充電式電池が使用されている製品は「燃えないごみ」では出せません。</b></p> <p>モバイルバッテリー 電子タバコ スマートフォン 電気シェーバー コードレス掃除機</p> <p>「発火性危険物」で排出 「小型家電」で排出</p> <p>（“ごみ出しルールを守りましょう”等の標語、分別を説明するイラスト等）</p> <p>・決められた集積場所に ・当日、朝8時まで</p> <p>※記載内容は最低記載項目です。適宜必要な内容を盛り込み、イラストは類似のデザイン等への変更も可能です。</p> <p>3/4</p>
<p><b>【第1回審議会時点でのデザイン（案）からの変更点】</b></p>	
<p>発火性危険物混入防止のための注意書きを追加</p>	<p>発火性危険物混入防止のための注意書きの文字サイズを拡大</p>

#### (2) 新規格の適用時期

令和8年4月1日

※ 尾張旭市指定ごみ袋認定業者（袋を作成する事業者）の販売に係る適用時期のため、店頭には並ぶ商品に反映されるまでに時差が生じる可能性があります。